

令和8年度
エンディングガイド

箱根町

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



～事前の情報収集・ご自身のもしもの備えにもご活用頂けます～



エンディングガイドについて

箱根町では、ご逝去後の役場関係の手続きと一般的な役場以外の手続きについて、エンディングガイドを作成いたしました。

ご遺族の方や、ご自身のもしもの時に備え情報を整理する終活用としてご利用していただければと思います。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

この冊子が、少しでもお役に立てば幸いです。

箱根町役場 0460-85-7111 (代表)

基本情報

氏 名:

生年月日:

住 所:

本 籍 地:

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障がい福祉の手続きについて	p.8
3. 年金の手続きについて	p.8
4. 介護保険について	p.9
5. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について	p.9
6. 亡くなられた方に児童がいる場合	p.10
7. 税の手続きについて	p.10
8. 住宅関係の手続きについて	p.12
9. 外国籍の方の死亡届について	p.13
10. お問い合わせ窓口一覧	p.14
11. その他の主な手続き／チェックリスト	p.15
12. 終活用～旅立ちの準備～	p.20

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページでご確認ください。



簡単に手続きを確認したい方はこちらから

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	外国籍でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
障がい福祉年金	障害者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	国民年金を受給または、加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	小児医療費助成の医療証、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	児童手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	町・県民税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	町営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜・葬儀・告別式 ○ 葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続放棄・限定承認 ○ 相続財産の調査 ○ 相続人の調査・確定 ○ 遺言書の調査・遺言書の検認 ○ 公共料金などの 手続き（19ページ参照） ○ 年金関係の手続き ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 死亡届など <p style="text-align: center;">（17, 18ページ参照）</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の 準確定申告（18ページ参照）

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更など
○遺産分割協議(17ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告・納付
(18ページ参照)

箱根町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、14ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの詳細について

〈14ページ〉
必要な手続きの窓口一覧

〈15ページ〉
役場以外で必要な手続きの窓口一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡します。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書または死亡検案書に、医師による証明のあるもの)1通

◇箱根町に死亡届を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

町役場本庁舎2階町民課窓口係、温泉出張所、宮城野出張所、仙石原出張所、箱根出張所

【夜間及び休日】

町役場本庁舎1階宿日直室

※なお、夜間、休日などに死亡届をお預かりした場合、翌開庁日以降に確認などで来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本などの発行

戸籍に死亡の記載がされるまでに日数がかかります(土日祝日を除く)。

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね14日

- ※1 相続などの手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。
- ※2 本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍証明書などを請求できます(その戸籍に記載されている方、または配偶者、直系親族が顔写真付き本人確認書類を持参) ※2については、本庁舎のみの対応となっております。

住民票について ※亡くなられた方が箱根町に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した市区町村から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

◇火葬料補助 ※小田原市斎場除く

小田原市斎場以外の斎場を利用された場合、火葬料補助の申請を行っていただく必要があります。

申請に必要なもの

1. 申請者の印鑑(朱肉を使うもの)
2. 火葬料の領収書
3. 申請者の振込先口座がわかるもの(預金通帳など)

◇印鑑登録証の返納

亡くなられた方が印鑑登録をされていた場合、印鑑登録は抹消となります。印鑑登録証を返納してください。

※見当たらない場合は、返納不要です。

◇広報はこねへの掲載

広報はこね「おくやみ欄」へ亡くなられた方の氏名などを掲載させていただいております。掲載の可否についてご連絡ください。

問い合わせ先

町民課 窓口係 ☎ 0460-85-7160

MEMO

2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、手帳をご返却ください。

その他、亡くなられた方が重度障害者医療費助成受給者証など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先

福祉課 障がい福祉係 ☎ 0460-85-7790

3. 年金の手続きについて

◇国民年金加入者・受給者が亡くなられたとき

- ・未支給年金
- ・遺族年金
- ・寡婦年金
- ・死亡一時金
- ・死亡届 など

どのような手続きが必要かを確認してご案内しますので、お問い合わせください。

問い合わせ先

保険健康課 保険年金係 ☎ 0460-85-9564

4. 介護保険について

介護保険の被保険者(65歳以上の方など)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証などをご返却ください。また、ご本人様に関する書類送付にあたり、送付先変更届出書の提出をお願いします。

問い合わせ先

福祉課 介護保険係 ☎ 0460-85-7790

5. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

箱根町の「国民健康保険に加入されていた方(75歳未満の方)」及び「後期高齢者医療制度に加入され、神奈川県広域連合から各書類の交付を受けていた方(75歳以上の方など)」が亡くなられたときは各書類などをご返却ください。

また、葬祭を行った場合、喪主に対して50,000円が支給されます。

◆申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の各書類(資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、特定疾病受療証)
※すでに返却されているもしくは交付されていない場合は不要です
2. 喪主と亡くなられた方及び葬祭日が確認できるもの
(葬祭費用の領収書、会葬礼状など)
3. 申請者(喪主)の振込先口座がわかるもの(預金通帳など)
※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

問い合わせ先

保険健康課 保険年金係 ☎ 0460-85-9564

6. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳までのお子様を養育されている方（父または母など）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 子育て推進係 ☎ 0460-85-9595

7. 税の手続きについて

◇町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に相続人へ住民税の納税通知書が送付されます。相続人が複数いる場合は相続人代表者指定届の提出が必要です。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についての問い合わせ先

税務課 税制係 ☎ 0460-85-7750

所得税・相続税についての問い合わせ先

小田原税務署 ☎ 0465-35-4511

◇固定資産税

町内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります。亡くなられた方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

税務課 資産税係 ☎ 0460-85-7750

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車などを所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 税制係 ☎ 0460-85-7750

125ccを超えるオートバイ

神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2038

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会神奈川事務所 湘南支局 ☎ 050-3816-3119

8. 住宅関係の手続きについて

◇町営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、福祉課へお問い合わせください。

◇必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

……名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

……住宅を明渡す手続き

(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合

……異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

問い合わせ先

福祉課 地域福祉係 ☎ 0460-85-7790

MEMO

9. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたとき、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人は、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納しなければなりません。東京出入国在留管理局横浜支局へ直接持参していただくか、郵送の場合は、返納理由を証する文書(死亡証明書、戸籍謄本など)などを添付した上で、下記の【郵送先】にお送りください。

返納先

〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7
東京出入国在留管理局横浜支局

郵送先

〒135-0064 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者など」「永住者の配偶者など」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に出入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

詳しくは下記までお問い合わせください

東京出入国在留管理局横浜支局 ☎ 0570-045259
東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259

10. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	町民課窓口係	町役場本庁舎2階
p.8	障がい福祉の手続きについて	福祉課障がい福祉係	
p.8	年金の手続きについて	保険健康課保険年金係	
p.9	介護保険について	福祉課介護保険係	
p.9	国民健康保険・後期高齢者医療制度について	保険健康課保険年金係	
p.10	亡くなられた方に児童がいる場合	子育て支援課	
p.10	町民税・県民税	税務課税制係	
p.10	所得税・相続税	小田原税務署	☎ 0465-35-4511
p.11	固定資産税	税務課資産税係	町役場本庁舎2階
p.11	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー 税務課税制係(町役場本庁舎2階)	
		125ccを超えるオートバイ 神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2038	
		三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支局 ☎ 050-3816-3119	
p.12	町営住宅関係の手続きについて	福祉課地域福祉係	町役場本庁舎2階
p.13	外国籍の方が亡くなられたときの在留カードなどの返納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局横浜支局	
		〈郵送先〉 東京出入国在留管理局おだいば分室	
p.13	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合	東京出入国在留管理局 横浜支局	☎ 0570-045259
		東京出入国在留管理局	☎ 0570-034259

11. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証など (身分証明書)の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>〈手続き先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。
必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
提出先（受取先）墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店をお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈お問い合わせ〉
町民課 窓口係
☎ 0460-85-7160

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

※令和6年4月1日から不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されました。
詳しくは、横浜地方法務局西湘二宮支局へお問い合わせください。

問い合わせ先

横浜地方法務局 西湘二宮支局 ☎ 0463-70-1102

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約		町上下水道温泉課 ☎ 0460-85-9569	<町営水道区域> 湯本、湯本茶屋、須雲川、 畑宿、塔之澤、大平台、宮 ノ下、底倉、小涌谷、木賀 の一部、二ノ平、芦之湯、 箱根、元箱根の一部
			箱根水道パートナーズ(株) ☎ 0460-82-4306	<県営水道区域> 仙石原、宮城野、強羅、木 賀の一部、元箱根の一部
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書など
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイクなどの廃車	運輸支局 軽自動車検査協会 町税務課	各販売業者でも代行可能	

終活用

～ 旅立ちの準備 ～

「エンディングノート」という言葉をお聞きになったことはありますか。エンディングノートとは、自身の終末期や死後など、自分の身に何かあった時に備えて、遺された方が様々な判断や手続きをする際に必要となる情報を残すためのノートです。

一昔前、こうした話題は「縁起がよくない」「触れたくない」こととして話題に出てくることはありませんでした。また気になっていても、「その時になったら考えれば」と、考えるのを先延ばしにしているのがほとんどだったと思います。

しかし、遺された方は、悲しみの中、決断をせまられ、プレッシャーを感じ、迷ってしまうことがほとんどです。そんな時、本人の希望がわかっているならば、遺された方も安心して、よりよい決断をしていくことができます。

ご自身のもしもの時に備え、大切な方のため、元気なうちに、介護・医療に関わること、お葬式に対する希望などについて整理するために、この「終活用～旅立ちの準備～」のページをご活用いただければと思います。

介護・医療に関わること

老いや病は誰にでも訪れます。その時、私たちは様々な選択をし、決断をしなければなりません。決断の時は突然訪れるため、誰もが適切な選択をできるわけではありません。また、意識がなかったり、認知症になって判断する能力を失ってしまうこともあります。「その時」が訪れても適切な決断ができるよう、元気なうちにご自分の希望を書き留めておいてください。しかし、ここで選択したことは、あくまでも「希望」です。あなた自身の状況やご家族の状況により、必然的に対応が変わってくることも頭に入れておく必要があるでしょう。

◇ガンなどの命にかかわる病気になった時、病名・余命を教えて欲しいですか？

- いっさい知りたくない
- 病名・余命ともに教えて欲しい
- 病名のみ教えて欲しい

◇認知症や介護が必要となった場合、介護はどのような場所を希望しますか？

- 自宅を中心にした介護
- 家族(息子や娘など)の暮らす家を中心にした介護
- 施設に入所して専門家による介護
希望する施設がある場合、施設名を書いてください

-
- 自宅を中心とした介護を希望するが、状況によっては施設での介護もやむを得ない
 - 家族の判断に任せる

◇病気などにより確実に死が訪れることがわかった時、どんな場所で死を迎えたいですか？

- 自宅で死を迎えたい
- 病院でもかまわない
- ホスピスなどの終末医療を行う施設で迎えたい
希望する施設がある場合、施設名を書いてください

◇病気やケガなどで死に向かっていく状態となり、医学的に回復する可能性がなくなり、できるのは延命治療だけになった時、延命治療を続けて欲しいですか？

- できるだけ長く生きていけるよう治療してほしい
- いっさいの延命治療はやめて欲しい
- 延命治療が苦痛をとまなう場合のみ、延命治療はやめて欲しい
- 家族の判断に任せる

◇病気やケガなどで死に向かっていく状態となり、医学的に回復する可能性がなくなり、苦痛が激しくなった時、苦痛をやわらげる治療が命を縮める可能性があっても、その治療を行いたいですか？

- 命を縮める可能性があっても、苦痛はやわらげて欲しい
- 命を縮めてまで、苦痛を取り除きたくないなので、そのままにして欲しい

◇もしも判断能力が低下し、自分の財産が管理できない場合にお願したい人はいますか？

- 配偶者
- 子ども
- その他
- 任意後見人(氏名: _____ 連絡先: _____)
- 成年後見制度を利用したい

お葬式を考えよう

お葬式を行うためには、いろいろと選択しなければならないことがあります。自分自身も残された家族も後悔しないよう、元気なうちにお葬式の希望について考えておきましょう。

◇お葬式の規模は？

- 盛大に
- 標準的に
- ひっそりと
- 近親者のみで
- 儀式は不要

◇お葬式はどこで行いたいですか？

- 自宅
- 寺院
- 葬祭ホール _____
- その他 _____

◇どんな死装束で棺に入りたいですか？

- 伝統的な死装束がよい
(これから死への旅路につくことから、日本古来の旅支度である白の経かたびらにわらじ、手甲脚絆などを着ます)
- 着たい服がある
服の特徴 _____

◇遺影は準備していますか？

写りのよい写真、気に入っている写真を遺影にするために、生前に準備する方が増えているようです。

- 遺影写真を準備している
保管場所 _____
- 今は無いが、これから準備したい
- 遺影写真は家族に任せる

◇お葬式の形式や演出などについて希望はありますか？

- 一般的なお葬式でよい
- 祭壇にたくさんの花を飾って欲しい
飾って欲しい花 _____
- 好きな音楽を流して欲しい
具体的に _____
- お葬式の会場に置いてもらいたい思い出の品がある
具体的に _____

◇弔辞を読んでもらいたい人はいますか？

名 前 _____
連絡先 _____

◇あなたが亡くなられた後、お墓をまもってくれる人はいますか？

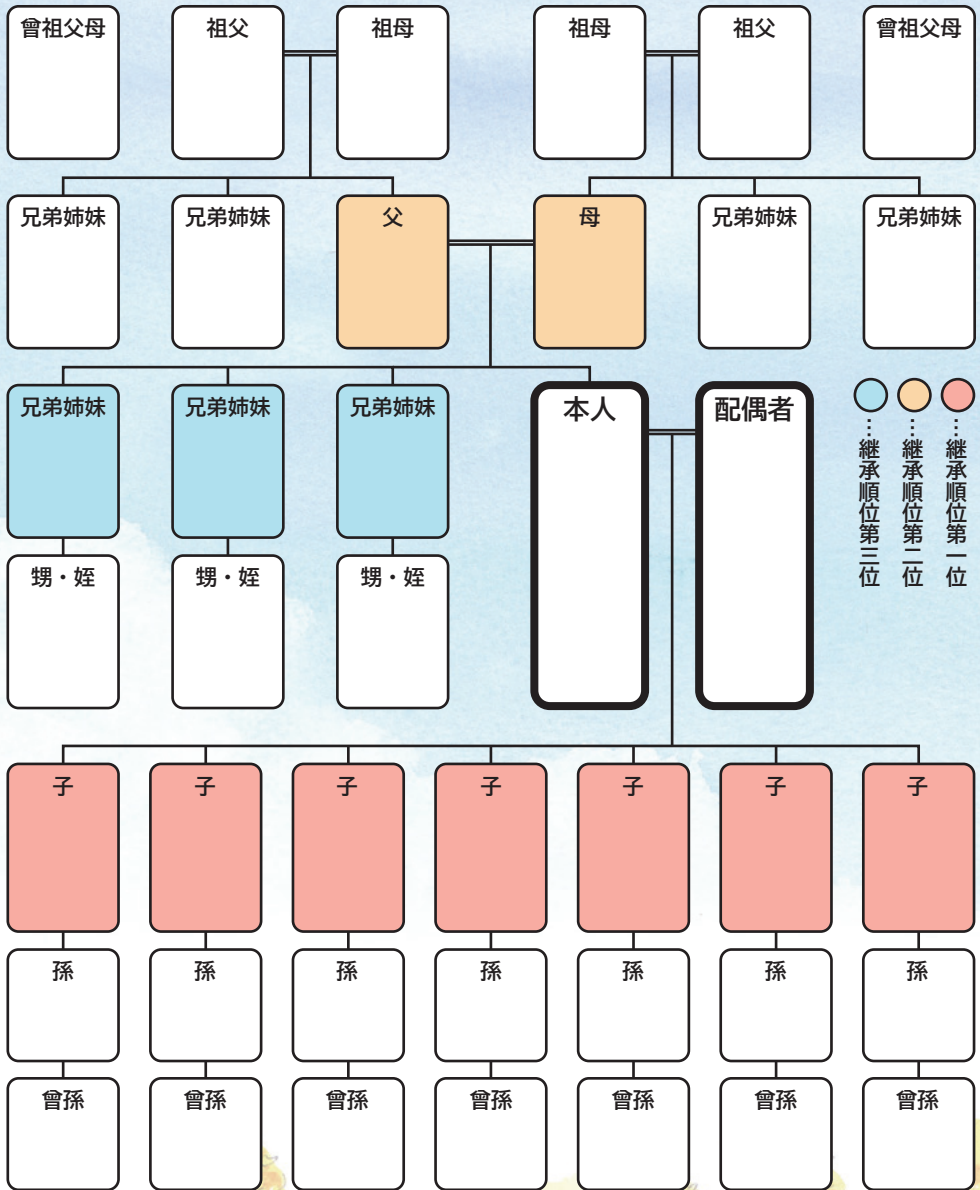
- いる
- いない

将来お墓をまもってくれる人がいないという事態になる可能性があります。そのような場合は、菩提寺のご住職様に相談しておくといよいでしょう。また、菩提寺のない方は永代供養をしていただけるお寺などを探しておく必要があります。

◇自分が入るお墓をもっていますか？

- 持っている
霊園(寺院)名 _____
連絡先 _____
- 持っていない → 近々探そうと思っている
- 現在のところ予定はない
- 自分の死後、遺された家族に任せる
- その他(散骨・樹木葬・納骨堂など)

◇家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◇財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
	<p>所有している住宅などの不動産についての意向は、別に作成している <input type="checkbox"/> はい / <input type="checkbox"/> いいえ ※亡くなられた後のお住まいについての意向を残しておくため、『空き家にしない「わが家」の 終活ノート(神奈川県居住支援協議会作成)』などを配布しておりますので、ご活用ください。</p>			
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'MEMO' header.

MEMO

A series of horizontal blue dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'MEMO' header.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, starting below the 'MEMO' header and extending to the bottom of the page.

広告事業者一覧

不動産・空き家

株式会社ヤオマサハウジング

終活全般

株式会社鎌倉新書

霊園・お墓

宗教法人 願修寺



不動産に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

お悩みを丁寧にサポート

売却して
現金化したい

空き家になるので
売りたい

どれくらいの
価値があるのか
知りたい

何から
したら良いか
分からない

私たちに
お任せください！

不動産の売却（買取）・査定・不動産相続のことなら

株式会社 ヤオマサハウジング

〒250-0045 神奈川県小田原市城山1丁目8-40

MAIL : info@yaomasa-h.co.jp

営業時間：9:00～18:00 定休日：水曜、第2木曜

許認可番号：神奈川県知事免許（7）第20608号

お気軽にお問い合わせください

☎ 0465-34-3232

公式ホームページ
売却査定はこちらから!!



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし 子どもがいない 頼れる身内がない 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご遊過後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客様の要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者との契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885



永代供養

全区画 継承者不要

子どもに
負担を残さない



愛するペットと
一緒に眠れる



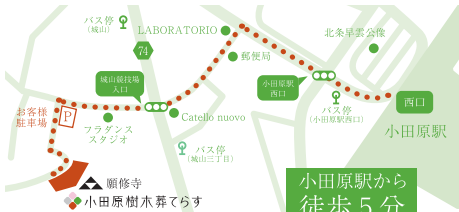
駅近だから
お参りしやすい



四季折々の花々に囲まれた、明るい庭園 土に還る、安心の樹木葬



小田原駅から徒歩5分。思い立ったときに立ち寄れる近さが、訪れる人のあたたかなにぎわいを生んでいます。



小田原駅から徒歩5分

電車でお越しの場合
小田原駅西口から徒歩5分

バスでお越しの場合
「城山」から徒歩3分
「城山三丁目」から徒歩2分

駐車場完備・バリアフリー

永代供養墓

ひなた
日向25万円
(税込)

納骨料、粉骨料、彫刻含む



土に還る本当の樹木葬

てんじゅ
天樹47万円～
(税込)

納骨料、粉骨料、彫刻含む



その他にも、様々な料金プランがございます。

小田原駅から徒歩5分

小田原樹木葬てらす

(運営元：宗教法人順修寺)

神奈川県小田原市城山3-1-29

お問い合わせ
資料請求
見学予約

0465-46-8038

電話受付時間/9:00～21:00 定休日/火・水

小田原樹木葬てらす 検索
https://jumokusouterasu.jp



営業目的のお電話やご希望でないご案内を差し上げることは一切ございません。お気軽にお問合せください。

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885

発行 箱根町総務部町民課窓口係
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月作成

